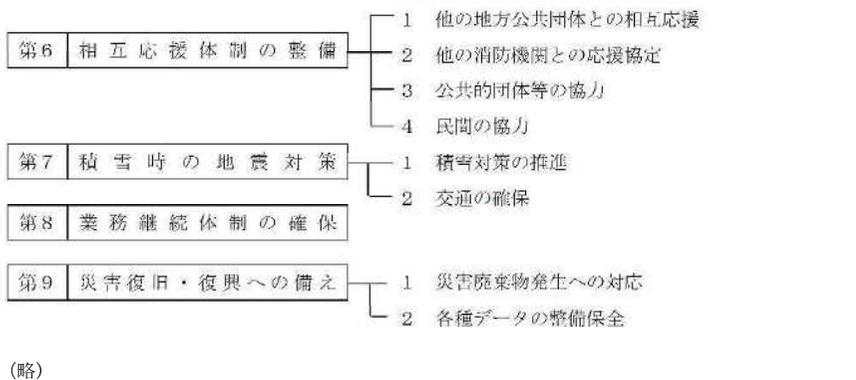


現 行	修 正 案	備 考																								
<p>第5編 震災編</p> <p>第1章 震災予防対策</p> <p>第1節 防災都市づくり (略)</p> <p>第2 防災空間の整備拡大 (略)</p> <p>(2) 建築物の耐震化率の計画目標</p> <p>「南砺市耐震改修促進計画」(平成30年2月/南砺市)に基づき、市内の住宅、特定建築物、市有建築物の耐震化率の目標を以下のように設定し、目標達成に向けて、様々な施策を実施する。 <南砺市における建築物の耐震化率の計画目標></p> <table border="1" data-bbox="264 549 745 746"> <thead> <tr> <th>建物種別</th> <th>現在</th> <th>平成37年度末 計画目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅</td> <td>60% (平成25年)</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>特定建築物</td> <td>86% (平成29年)</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>市有建築物</td> <td>98% (平成29年)</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第2節 都市基盤の安全性の強化</p> <p>第1 公共土木施設等の安全性強化</p> <p>公共土木施設等は、都市機能の根幹をなすものであり、震災時における緊急輸送等、復旧の基本となるものである。このため、市は、国、県及び関係機関と連絡調整を密にし公共土木施設等のバランスのとれた整備促進に努めるとともに耐震性強化を推進する。</p> <p>構造物・施設等の耐震設計にあたっては、施設の重要度を考慮し整備するものとし、緊急輸送道路における橋梁など特に重要な施設については、地震時においても機能に支障が生じないように耐震性を強化する。</p> <p>また、既存の施設が地震時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく。<u>。(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>3 土砂災害の防止</p> <p>土砂災害のおそれのある箇所(山地災害、地すべり、急傾斜地等。以下「危険箇所」という。)においては、積極的に砂防、治山、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める。<u>。(追加)</u></p> <p>また、地域住民に対する周知の徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第2 ライフライン施設の安全性強化</p> <p>電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできないものであるため、地震災害時においてもその機能を発揮できるよう各機関において防災計画を作成し、耐震性を確保するとともに、系統多重化等による代替性の確保<u>。(追加)</u>を進める。</p>	建物種別	現在	平成37年度末 計画目標	住宅	60% (平成25年)	72%	特定建築物	86% (平成29年)	95%	市有建築物	98% (平成29年)	100%	<p>第5編 震災編</p> <p>第1章 震災予防対策</p> <p>第1節 防災都市づくり (略)</p> <p>第2 防災空間の整備拡大 (略)</p> <p>(2) 建築物の耐震化率の計画目標</p> <p>「南砺市耐震改修促進計画」(平成30年2月/南砺市)に基づき、市内の住宅、特定建築物、市有建築物の耐震化率の目標を以下のように設定し、目標達成に向けて、様々な施策を実施する。 <南砺市における建築物の耐震化率の計画目標></p> <table border="1" data-bbox="1135 549 1617 746"> <thead> <tr> <th>建物種別</th> <th>現在</th> <th>令和7年度末 計画目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅</td> <td>60% (平成25年)</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>特定建築物</td> <td>86% (平成29年)</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>市有建築物</td> <td>98% (平成29年)</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第2節 都市基盤の安全性の強化</p> <p>第1 公共土木施設等の安全性強化</p> <p>公共土木施設等は、都市機能の根幹をなすものであり、震災時における緊急輸送等、復旧の基本となるものである。このため、市は、国、県及び関係機関と連絡調整を密にし公共土木施設等のバランスのとれた整備促進に努めるとともに耐震性強化を推進する。</p> <p>構造物・施設等の耐震設計にあたっては、施設の重要度を考慮し整備するものとし、緊急輸送道路における橋梁など特に重要な施設については、地震時においても機能に支障が生じないように耐震性を強化する。</p> <p>また、既存の施設が地震時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく<u>とともに、被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 土砂災害の防止</p> <p>土砂災害のおそれのある箇所(山地災害、地すべり、急傾斜地等。以下「危険箇所」という。)においては、積極的に砂防、治山、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める<u>とともに、発災後の点検体制の強化と継続的な見直し、マニュアルの作成等に努める。</u></p> <p>また、地域住民に対する周知の徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第2 ライフライン施設の安全性強化</p> <p>電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできないものであるため、地震災害時においてもその機能を発揮できるよう各機関において防災計画を作成し、耐震性を確保するとともに、系統多重化等による代替性の確保<u>や、オフグリッド</u></p>	建物種別	現在	令和7年度末 計画目標	住宅	60% (平成25年)	72%	特定建築物	86% (平成29年)	95%	市有建築物	98% (平成29年)	100%	<p>現在の年号に修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
建物種別	現在	平成37年度末 計画目標																								
住宅	60% (平成25年)	72%																								
特定建築物	86% (平成29年)	95%																								
市有建築物	98% (平成29年)	100%																								
建物種別	現在	令和7年度末 計画目標																								
住宅	60% (平成25年)	72%																								
特定建築物	86% (平成29年)	95%																								
市有建築物	98% (平成29年)	100%																								

<p>2 し尿、ごみ等の処理体制の整備 (略)</p> <p>(2) ごみ、災害廃棄物等の仮置場の確保 地震災害時においては、ごみ、災害廃棄物等の廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市は、あらかじめ <u>(追加)</u> 発生量や運搬経路、居住地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場を確保しておく。</p> <p>(3) 避難所等の仮設(簡易)トイレの確保 市は、家屋の損壊や断水等により便所が使用できなくなる場合に備えて、避難所等に仮設(簡易)トイレを確保する。<u>(追加)</u> (略)</p> <p>第5 地盤の液状化対策 (略)</p> <p>2 液状化に関する知識の普及啓発 市は、地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、市民に対し、<u>(追加)</u> 地盤の液状化発生仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域 <u>(追加)</u> など、液状化に関する知識の普及啓発に努める。 (略)</p> <p>第3節 防災活動体制の整備 (略)</p> <p>【対策の体系】</p> <table border="1"> <tr> <td>第1</td> <td>防災拠点施設の整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>救出救助用資機材の整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>通信連絡体制の整備</td> <td>1 通信連絡系統 2 通信連絡手段 3 通信連絡体制の整備充実</td> </tr> <tr> <td>第4</td> <td>緊急輸送ネットワークの整備</td> <td>1 輸送拠点施設の確保 2 緊急通行確保路線 3 緊急輸送車両等の確保</td> </tr> <tr> <td>第5</td> <td>航空防災体制の強化</td> <td>1 建物識別番号表示 2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保</td> </tr> </table>	第1	防災拠点施設の整備		第2	救出救助用資機材の整備		第3	通信連絡体制の整備	1 通信連絡系統 2 通信連絡手段 3 通信連絡体制の整備充実	第4	緊急輸送ネットワークの整備	1 輸送拠点施設の確保 2 緊急通行確保路線 3 緊急輸送車両等の確保	第5	航空防災体制の強化	1 建物識別番号表示 2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保	<p>(略)</p> <p>2 し尿、ごみ等の処理体制の整備 (略)</p> <p>(2) ごみ、災害廃棄物等の仮置場の確保 地震災害時においては、ごみ、災害廃棄物等の廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市は、あらかじめ <u>活用可能な候補地を把握、調整したうえで</u>、発生量や運搬経路、居住地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場を確保しておく。</p> <p>(3) 避難所等の仮設(簡易)トイレの確保 市は、家屋の損壊や断水等により便所が使用できなくなる場合に備えて、避難所等に仮設(簡易)トイレを確保する。<u>仮設(簡易)トイレの確保にあたっては、民間事業者との応援協定の締結を促進する。</u> (略)</p> <p>第5 地盤の液状化対策 (略)</p> <p>2 液状化に関する知識の普及啓発 市は、地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、市民に対し、<u>液状化マップ等により</u>地盤の液状化発生仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域、<u>過去に県内で生じた液状化被害の記録</u>など、液状化に関する知識の普及啓発に努める。 (略)</p> <p>第3節 防災活動体制の整備 (略)</p> <p>【対策の体系】</p> <table border="1"> <tr> <td>第1</td> <td>防災拠点施設の整備</td> <td>1 南砺市の防災拠点施設 2 地域防災拠点施設</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>救出救助用資機材の整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>国・県・市・関係機関・民間・市民における連携</td> <td>1 国・県・市・関係機関の連携強化 2 県と市の連携による応援派遣体制の整備 3 県・市・民間団体等の連携強化 4 市民との連携</td> </tr> <tr> <td>第4</td> <td>通信連絡体制の整備</td> <td>1 通信連絡系統 2 通信連絡手段 3 通信連絡体制の整備充実</td> </tr> </table>	第1	防災拠点施設の整備	1 南砺市の防災拠点施設 2 地域防災拠点施設	第2	救出救助用資機材の整備		第3	国・県・市・関係機関・民間・市民における連携	1 国・県・市・関係機関の連携強化 2 県と市の連携による応援派遣体制の整備 3 県・市・民間団体等の連携強化 4 市民との連携	第4	通信連絡体制の整備	1 通信連絡系統 2 通信連絡手段 3 通信連絡体制の整備充実	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
第1	防災拠点施設の整備																												
第2	救出救助用資機材の整備																												
第3	通信連絡体制の整備	1 通信連絡系統 2 通信連絡手段 3 通信連絡体制の整備充実																											
第4	緊急輸送ネットワークの整備	1 輸送拠点施設の確保 2 緊急通行確保路線 3 緊急輸送車両等の確保																											
第5	航空防災体制の強化	1 建物識別番号表示 2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保																											
第1	防災拠点施設の整備	1 南砺市の防災拠点施設 2 地域防災拠点施設																											
第2	救出救助用資機材の整備																												
第3	国・県・市・関係機関・民間・市民における連携	1 国・県・市・関係機関の連携強化 2 県と市の連携による応援派遣体制の整備 3 県・市・民間団体等の連携強化 4 市民との連携																											
第4	通信連絡体制の整備	1 通信連絡系統 2 通信連絡手段 3 通信連絡体制の整備充実																											

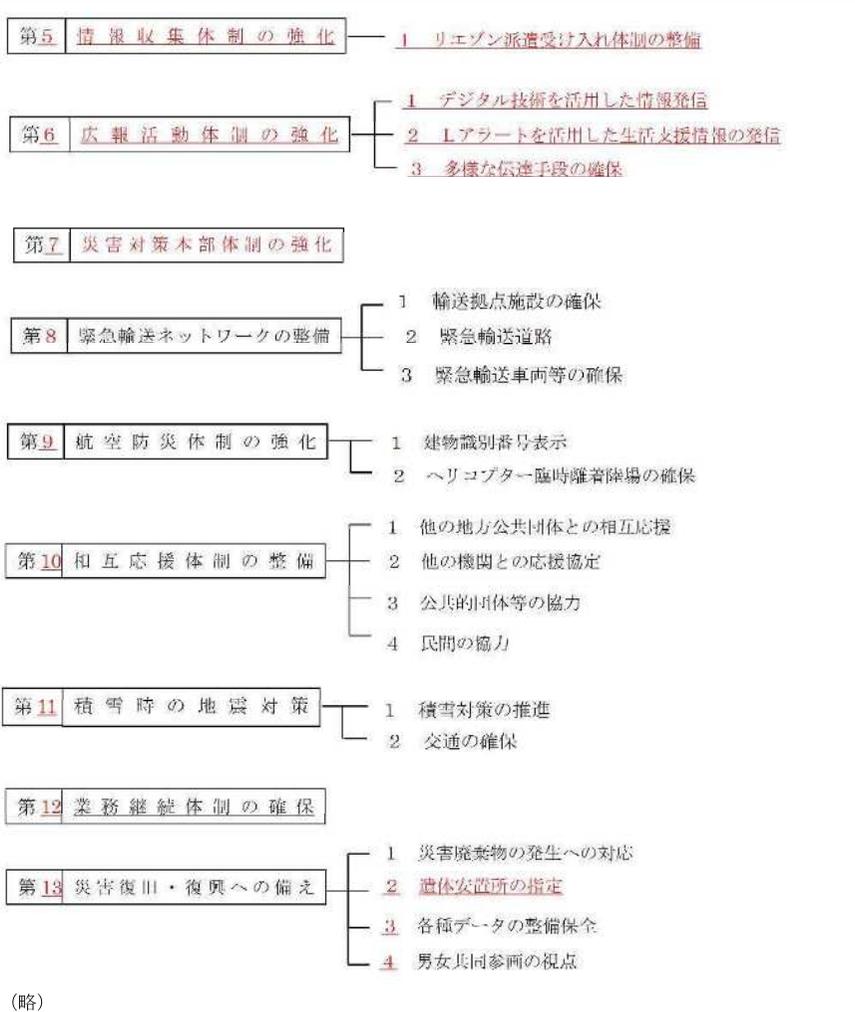


(略)

第2 救出救助用資機材の整備

市及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて、ロープ・空気呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材などの救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておく。

なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用資機材等を借上げできるよう協力体制を確立しておく。(追加)



(略)

第2 救出救助用資機材の整備

市及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて、ロープ・空気呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材などの救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておく。

なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用資機材等を借上げできるよう協力体制を確立しておく。整備にあたっては、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更

国の防災基本計画の記載に合わせた修正

<p><u>(追加)</u></p> <p>第3 通信連絡体制の整備</p> <p>市及び防災関係機関は、震災時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設について、耐震性の強化をはじめ、非常用電源設備などによる停電対策、施設・設備の危険分散化、衛星通信や公衆無線LAN等の無線の活用などによる通信路の多ルート化、<u>(追加)</u>の推進に努める。<u>(追加)</u></p> <p>また、緊急情報連絡体制を確保するため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。この場合、北陸非常通信協議会との連携にも十分配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第3 国・県・市・関係団体・民間・市民における連携</p> <p><u>大規模な災害が発生した場合、国、県、市町村、防災関係機関等はワンチームとなって災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。そのためには、平時より連携を強化し、それぞれの組織が持つ情報を共有し、互いの組織の役割を理解する必要がある。</u></p> <p><u>1 国・県・市町村・関係機関の連携強化</u></p> <p><u>国・県・市町村・関係機関がワンチームで災害対応にあたるためには、互いの組織の役割や強み・弱みを理解し、平時より顔の見える関係を構築しておく。</u></p> <p><u>2 県と市町村の連携による応援派遣体制の整備</u></p> <p><u>先進県の取組みを参考に、大規模災害時に県と市町村がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する。</u></p> <p><u>また、県と市町村のワンチームによる被災自治体への応援派遣を通じて、県及び市職員の災害対応業務の経験を蓄積し、ノウハウを共有することで、災害対応力や調整力を有する職員の育成を図る。</u></p> <p><u>3 県・市町村・民間団体等の連携強化</u></p> <p><u>災害時における避難所運営や避難所環境の整備については、行政や自主防災組織、防災士に加え、ノウハウを有するNPO団体等との連携が必要であることから、県、市町村、自主防災組織、防災士、NPO団体等が連携し、避難所の運営や環境整備等を議論する会議を定期的に開催するものとする。</u></p> <p><u>また、防災対策や発災時の初動対応・応急対策等における、民間団体、地域コミュニティ、市民の役割の明確化を図る。</u></p> <p><u>4 市民との防災対話</u></p> <p><u>災害対応には公助だけでなく、自助・共助が必要不可欠であり、行政や民間団体等の連携強化だけでなく、市民への防災意識の啓発の強化による市民の防災対応能力の底上げが重要になることから、市民の防災意識の啓発を行うものとする。</u></p> <p>第4 通信連絡体制の整備</p> <p>市及び防災関係機関は、震災時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設について、耐震性の強化をはじめ、非常用電源設備などによる停電対策、施設・設備の危険分散化、衛星通信や公衆無線LAN等の無線の活用などによる通信路の多ルート化、<u>デジタル化の推進に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進する。</u></p> <p>また、緊急情報連絡体制を確保するため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。この場合、北陸非常通信協議会との連携にも十分配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するとともに、<u>通信が途絶している地域で応援部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5 情報収集体制の強化</p> <p><u>災害時において、迅速に、多様な手段により被害情報を収集し、県や関係機関と共有して被害情報の共通認識を図り、適切な災害対応を実施するため、平時から情報収集体制の強化に努めるものとする。</u></p> <p><u>1 リエゾン派遣受け入れ体制の整備</u></p> <p><u>県は災害発生時に市町村の被災情報の収集や業務調整を行うため、市町村にリエゾンを派遣するものとしており、市は、受け入れ体制の整備を図るものとする。</u></p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
---	---	---

<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>第6 広報活動体制の強化</u> <u>市は、災害時において、災害の状況、災害応急対策の実施状況、各種生活情報を市民に迅速かつ的確に周知するため、平時から広報活動体制の強化に努めるものとする。</u> <u>1 デジタル技術を活用した情報発信</u> <u>市は、発災時において、市民が必要とする情報を迅速に発信するため、SNS等のデジタル技術の活用を推進するとともに、職員が不在であっても災害発生状況等の情報を市民に迅速に発信できるよう、各種システムに自動発信機能を追加するなど、円滑かつ確実な情報発信に努めるものとする。また、市は、災害時において多くの県民が公式SNS等から情報を収集できるよう、平時から公式SNS等の周知に努めるものとする。</u> <u>2 Lアラートを活用した生活支援情報の発信</u> <u>市は、Lアラートを活用して給水や災害廃棄物の処理等の生活支援情報を市民や報道機関に対して発信できるよう、体制の整備に努めるものとする。</u> <u>3 多様な伝達手段の確保</u> <u>災害時における情報伝達は、適切な避難をするうえで非常に重要であることから、市は、音声や多言語による情報発信、自主防災組織による支援、アプリの活用等、要配慮者の特性に応じた多様な情報伝達手段を確保し、多重化を行うことで、確実に情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
<p><u>(追加)</u></p> <p>第4 緊急輸送ネットワークの整備 (略)</p> <p>第5 航空防災体制の強化 (略) (2) ヘリコプター臨時離着陸場の確保 地域内における緊急輸送を確保するため、災害対策用ヘリコプター臨時離着陸場として設置可能な場所を確保する。 また、中山間地域において、緊急時臨時着陸場所を確保する。<u>(追加)</u> (略)</p> <p>第6 相互応援体制の整備 (1) 施設の耐雪化 市は、市の対応能力を超える大規模災害時の応援要請を想定し、あらかじめ他の地方公共団体や防災関係機関、民間等との間において、災害時における相互応援協定の締結を推進する。 <u>(追加)</u> (略)</p>	<p><u>第7 災害対策本部体制の強化</u> <u>市は、災害対策本部を速やかに設置し、応急活動を実施するため、災害対策本部における各班の役割・業務内容等を記載したマニュアルの整備や見直しを行うとともに、研修や訓練を実施し、職員の災害対応能力の向上を図るものとする。</u></p> <p>第8 緊急輸送ネットワークの整備 (略)</p> <p>第9 航空防災体制の強化 (略) (2) ヘリコプター臨時離着陸場の確保 地域内における緊急輸送を確保するため、災害対策用ヘリコプター臨時離着陸場として設置可能な場所を確保する。 また、中山間地域において、緊急時臨時着陸場所を確保する。<u>さらに、民間ヘリコプターが離着陸可能な場外離着陸場を調査、設定するものとする。</u> (略)</p> <p>第10 相互応援体制の整備 市は、市の対応能力を超える大規模災害時の応援要請を想定し、あらかじめ他の地方公共団体や防災関係機関、民間等との間において、災害時における相互応援協定の締結を推進する。 <u>また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「南砺市災害時受援計画」に基づき、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。</u> <u>そして、市は、県内外の被災支援市町村を支援するために、県と市の役割、連携方法の整理や支援体制の構築を図る。また、国、県、他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制に整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等の把握に努めるものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u> (略)</p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>協定締結により追記</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p>

<p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 遠隔地域との災害時相互応援協定 (略)</p> <p>(3) 主に観光客を対象とした災害時相互応援協定 (略)</p> <p>(4) 富山県消防防災ヘリコプター支援協定（平成 16 年 11 月 1 日調印） (略)</p> <p>4 民間の協力 市は、災害時に積極的な協力が得られるよう、建設機械の借り上げや流通備蓄等の提供の協定を推進する。<u>(追加)</u> 市では、となみ衛星通信テレビ(株)と災害緊急放送に関する相互協定を締結している。</p> <p>第 7 積雪時の地震対策 (略)</p> <p>第 8 業務継続体制の確保 市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図る。 また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源 <u>(追加)</u> の継続的な確保、<u>(追加)</u> 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練 <u>(追加)</u> 等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた <u>(追加)</u> 体制の見直し <u>(追加)</u>、計画 <u>(追加)</u> の改訂などを行う。 特に、市、県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 <u>(追加)</u>、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、<u>(追加)</u> 電気・水・食料等の確保、災害時にもつながらやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。 (略) 市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>第 9 災害復旧・復興への備え 1 災害廃棄物の発生への対応 市は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。 市は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃</p>	<p><u>(2) 県と市町村の連携による応援派遣体制への整備</u> <u>先進県の取組みを参考に、大規模災害時に県と市町村がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する。また、県と市町村のワンチームによる被災自治体への応援派遣を通じて、県及び市町村職員の災害対応業務の経験を蓄積し、ノウハウを共有することで、災害対応力や調整力を有する職員の育成を図る。</u></p> <p>(3) 遠隔地域との災害時相互応援協定 (略)</p> <p>(4) 主に観光客を対象とした災害時相互応援協定 (略)</p> <p>(5) 富山県消防防災ヘリコプター支援協定（平成 16 年 11 月 1 日調印） (略)</p> <p>4 民間の協力 市は、災害時に積極的な協力が得られるよう、建設機械の借り上げや流通備蓄等の提供の協定を推進する。<u>市は、輸送協定を締結した民間事業者の車両はあらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付ができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u> 市では、となみ衛星通信テレビ(株)と災害緊急放送に関する相互協定を締結している。</p> <p>第 1.1 積雪時の地震対策 (略)</p> <p>第 1.2 業務継続体制の確保 市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図る。 また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源 <u>(災害対策本部用 P C、テレワーク専用 P C の配備等)</u> の継続的な確保、<u>メンテナンス</u>、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練、<u>過去の災害等</u> を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた <u>業務実施体制・庁内外との連絡体制、各班の所掌等</u> の体制の見直しや <u>D X の推進</u>、計画・<u>マニュアル等</u> の改訂などを行う。 特に、市、県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 <u>(動員体制の明確化、参集状況を踏まえたバックアップ体制の確立、参集可否の連絡方法等)</u>、<u>安否確認の実施基準・集約方法</u>、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、<u>施設設備（電源やエレベーター等）が使用不能となった場合の対応</u>、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながらやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。 (略) 市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 <u>また、南砺市業務継続計画に基づき各部署による災害対応マニュアルを整備し、継続的に更新することで、担当者の変更時の情報共有、引継ぎ事項を明確化し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第 1.3 災害復旧・復興への備え 1 災害廃棄物の発生への対応 市は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。 市は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃</p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
--	--	---

<p>棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制 <u>（追加）</u>、周辺の地方公共団体 <u>（追加）</u> との連携・協力のあり方 <u>（追加）</u> 等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。 <u>（追加）</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>2 各種データの整備保全 （略）</p> <p>4 男女共同参画の視点 （略）</p> <p>第4節 救援・救護体制の整備 （略）</p> <p>第1 消防力の強化 1 出火の防止 （略） （1）一般家庭に対する指導 （略） キ 住宅用火災警報器の設置促進 <u>（追加）</u> （略） <u>（追加）</u> （略）</p> <p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 市は、地震災害発生時における住民避難のため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行うなど、住民の安全の確保に努める。 （略） 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 <u>（追加）</u> 保健班は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症</u>の自宅療養者等の被災に備えて、<u>平常時</u>から総務班との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに住居しているか確認を行うよう努めるものとする。また、総務班との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供しよう努めるものとし、これらが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。 <u>（追加）</u></p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保</p>	<p>棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制 <u>・役割分担、手順</u>、周辺の地方公共団体 <u>や民間事業者等</u>との連携・協力のあり方、<u>住民やボランティアセンターへの周知方法</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。<u>また、廃棄物発生量の推計根拠となる被災家屋棟数等の情報を収集する体制を検討するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>2 遺体安置所の指定 <u>市は、県や警察と連携・調整のうえ、遺体の安置所として使用可能な施設（寺院、公共建築物等）をあらかじめ複数箇所指定するものとする。</u></p> <p>3 各種データの整備保全 （略）</p> <p>4 男女共同参画の視点 （略）</p> <p>第4節 救援・救護体制の整備 （略）</p> <p>第1 消防力の強化 1 出火の防止 （略） （1）一般家庭に対する指導 （略） キ 住宅用火災警報器の設置促進 <u>ク 感震ブレーカーの普及</u> （略）</p> <p>5 治安維持体制の検討 <u>震災時の混乱に乗じた各種犯罪の発生に備え、市、県、県警察本部等が連携して対策の検討に努める。</u> （略）</p> <p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 市は、地震災害発生時における住民避難のため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行うなど、住民の安全の確保に努める。 （略） 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 <u>市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u> 保健班は、新型 <u>インフルエンザ等（指定感染症及び新感染症を含む。）</u> 発生時における自宅療養者等の被災に備えて、<u>災害発生前</u>から総務班との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに住居しているか確認を行うよう努めるものとする。また、総務班との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供しよう努めるものとし、これらが円滑に行えるよう <u>新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u></p> <p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保</p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p>
--	---	---

<p>市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておく。また市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努める<u>(追加)</u>ものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、<u>人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等、必要配慮をするよう努める。</u></p> <p>指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直す。</p> <p>市は、災害時には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。</p> <p>また、平常時から、指定避難所の場所 <u>(追加)</u> 等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>また、前述の公示を活用しつつ、社会福祉避難所で受け入れるべき要配慮者がを事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。<u>(追加)</u></p> <p>市は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、<u>感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。</u>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておく。また市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努める<u>とともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める</u>ものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、<u>人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等、必要配慮をするよう努める。</u></p> <p>指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</p> <p><u>また、市は、避難者が迅速に避難できるように、市の職員や施設管理者が不在でも指定緊急避難場所や指定避難所を開設できるように、自主防災組織と連携した解錠等について推進し、施設内の安全確認手順を整理し、住民と共有するよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直す。</p> <p>市は、災害時には、必要に応じ、<u>避難情報</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。</p> <p>また、平常時から、指定避難所の場所、<u>収容人数、家庭動物の受入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>また、前述の公示を活用しつつ、社会福祉避難所で受け入れるべき要配慮者がを事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。<u>さらに市は、県と連携し、福祉避難所への円滑な避難のため、各施設の設備や利用可能なスペースを把握、リスト化し、施設ごとに受け入れることが可能な要支援者を明確化しておくものとする。</u></p> <p>市は、<u>(削除)</u> 感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、<u>感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。</u>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。<u>また、獣医師会等と連携し、家庭動物の飼い主へ災害対策について啓発するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正 誤字修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正 災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
<p>(2) 施設、設備の整備</p> <p>ア 指定避難所における施設、設備の整備</p> <p>市は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、<u>(追加)</u> 次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援する。<u>(追加)</u></p> <p>(ア) 指定避難所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、<u>(追加)</u> 炊出し用具、毛布、暖房用器具等避難生活に最低限必要な物資、資機材の整備を図る <u>(追加)</u>。なお、備蓄物資の調達に当たっては要配慮者、女性、子どもにも配慮 <u>(追加)</u> する。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</p> <p>(イ) 井戸、<u>(追加)</u> 仮設(簡易)トイレ、<u>(追加)</u> マット、<u>(追加)</u> 非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ、無線LAN等災害情報の入手に資する機器を整備する <u>(追加)</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 施設、設備の整備</p> <p>ア 指定避難所における施設、設備の整備</p> <p>市は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、<u>あらかじめ、トイレ、キッチン、ベッド、シャワー等の避難所の環境改善に必要な機能を整理し、</u>次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援する。<u>さらに、必要な施設、設備の確保のため、民間事業者等との災害時応援協定の締結を促進する。</u></p> <p>(ア) 指定避難所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、<u>生活用品、ベッド、パーティション、テント、</u>炊出し用具、毛布、暖房用器具等避難生活に最低限必要な物資、資機材の整備を図る<u>とともに、ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるものとする。</u>なお、備蓄物資の調達に当たっては要配慮者、女性、子どもにも配慮し、<u>便利で使いやすい備蓄品を導入するなど令和6年能登半島地震における課題等を踏まえ品目・数量を検討する。</u></p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</p> <p>(イ) 井戸、<u>給水タンク、</u>仮設(簡易)トイレ、<u>マンホールトイレ、</u>マット、<u>ガス設備、</u>非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ、無線LAN等災害情報の入手に資する機器を整備する<u>とともに令和6年能登半島地震に</u></p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>

<p>(3) 運営体制の整備</p> <p>指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、県の作成する避難所運営マニュアル策定指針に従って、避難所運営マニュアルを作成し、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図り、マニュアルの作成、<u>(追加)</u>訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</p> <p>(略)</p> <p>また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>(追加)</u>専門家、NPO・ボランティア <u>(追加)</u> 等との定期的な情報交換 <u>(追加)</u> に努める。<u>(追加)</u></p> <p>また、避難所における新型コロナウイルス対策など、新たな課題が生じた場合には、県が改正する策定指針に従い改正するよう努める。</p> <p style="text-align: center;">【指定避難所一覧】・・・資料編「5-1」 【指定緊急避難場所一覧】・・・資料編「5-3」 <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>4 市の避難計画</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難に関する広報</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難のための知識の普及</p> <p>市は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>において活用されたトイレカー、断水時に使用可能な水循環型シャワー等の整備について民間事業者との協定についても検討する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 運営体制の整備</p> <p><u>ア</u> 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、県の作成する避難所運営マニュアル策定指針に従って、避難所運営マニュアルを作成し、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図り、マニュアルの作成、<u>定期的な訓練等</u>を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</p> <p>(略)</p> <p>また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>避難所運営のノウハウを有する専門家、NPO・ボランティア・民間事業者等</u>との定期的な情報交換<u>を行い、連携を強化し、円滑な避難所運営ができる体制の整備</u>に努める。</p> <p><u>さらに、県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の实情に応じて実施している状況把握の取組みを迅速に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、避難所における新型コロナウイルス対策など、新たな課題が生じた場合には、県が改正する策定指針に従い改正するよう努める。</p> <p style="text-align: center;">【指定避難所一覧】・・・資料編「5-1」 【指定緊急避難場所一覧】・・・資料編「5-3」 <u>【地域避難所一覧】・・・資料編「5-4」</u></p> <p><u>イ</u> 市は、<u>国や県の実証事業やマイナンバー等を活用した先行事例を踏まえ、避難所運営や避難者情報管理のデジタル化の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ</u> 市は、<u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の实情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するものとする。</u></p> <p><u>エ</u> 市は、<u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者や、在宅避難者等が発生する場合は、車中泊避難者のための専用スペースの確保や、在宅避難者の支援拠点の確保を検討するとともに、関係機関と連携し、災害ケースマネジメントなどの被災者支援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 市の避難計画</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難に関する広報</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難のための知識の普及</p> <p>市は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。<u>ただし、各地域における、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況のほか、令和6年能登半島地震における人流データの分析及び県民アンケート等で把握した住民の自動車による避難行動の実態等を踏まえて、市は、徒歩避難と車両避難のすみ分けなどの適切な避難のあり方について検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>資料編追加により追記</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
---	--	---

<p>5 物資等の確保</p> <p>大規模な地震が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想されることから、市は被災者に最低限の飲料水、食料及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう<u>(追加)</u>現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>また、災害時に必要不可欠な最低限の飲料水、食料及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、市は日頃から個人備蓄の啓発・奨励を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 食料の確保</p> <p>(略)</p> <p>エ 輸送</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 市は、物資の輸送や保管・管理の手段を確保するため、物流・倉庫等の関係団体と協定を締結し、協力依頼しておく。<u>(追加)</u></p> <p>(3) 生活必需品の確保</p> <p>市は、家屋の倒壊破損、焼失による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品(以下「生活必需品」という。)を供給するものとし、生活必需品の備蓄・調達先の確保に努める。</p> <p>ア 生活必需品の備蓄、調達</p> <p>(ア) 市は、生活必需品を備蓄するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図る。特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、指定避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進める。<u>(追加)</u></p> <p>(イ) 市は、住民の家族構成に応じた最低3日間分(推奨1週間分)の携帯トイレ・簡易トイレ<u>(追加)</u>、トイレトペーパーなど生活必需品の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第4 害救援ボランティア活動の<u>支援</u></p> <p>(略)</p> <p>ボランティアの効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア相互の連携が不可欠であり、このため市は、富山県民ボランティア総合支援センター、富山県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、<u>ボランティア関係機関・団体と連携し</u>、災害時において、<u>ボランティアの受け入れ</u>が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>5 物資等の確保</p> <p>大規模な地震が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想されることから、市は被災者に最低限の飲料水、食料及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、<u>品目や数量を適宜見直し</u>、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>また、災害時に必要不可欠な最低限の飲料水、食料及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、市は日頃から個人備蓄の啓発・奨励を行う。</p> <p><u>さらに、物資の迅速な配布のため、保管場所について、各地区の拠点となる避難所での分散備蓄など、備蓄拠点配置の最適化について検討する。また、迅速な物資の配布のため、備蓄物資のリストや保管場所等を自主防災組織等の関係者と共有し、連携の強化を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 食料の確保</p> <p>(略)</p> <p>エ 輸送</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 市は、物資の輸送や保管・管理の手段を確保するため、物流・倉庫等の関係団体と協定を締結し、協力依頼しておく。<u>とともに、訓練を実施し輸送体制の強化を図るものとする。</u></p> <p>(3) 生活必需品の確保</p> <p>市は、家屋の倒壊破損、焼失による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品(以下「生活必需品」という。)を供給するものとし、生活必需品の備蓄・調達先の確保に努める。</p> <p>ア 生活必需品の備蓄、調達</p> <p>(ア) 市は、生活必需品を備蓄するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図る。特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、指定避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進める。<u>また、市は、被災実績や他自治体の被災事例等を踏まえ、備蓄物資(毛布、ストーブ等)の内容・数量等を適宜見直すものとする。なお、生活必需品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮し、便利で使いやすい物資を導入するなど、最新の動向を踏まえ検討するとともに、現物備蓄に限界があることを踏まえ、必要に応じて子育て支援ネットワーク等の関係団体を紹介する体制を確保する。</u></p> <p>(イ) 市は、住民の家族構成に応じた最低3日間分(推奨1週間分)の携帯トイレ・簡易トイレ・<u>トイレ凝固剤</u>、トイレトペーパーなど生活必需品の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(カ) 市は、住民や自主防災組織が自助、共助の観点から備蓄すべき生活必需品を周知し、備蓄を積極的に啓発するとともに、県及び市が備蓄する品目以外の個人備蓄を奨励するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4 害救援ボランティア活動の<u>体制強化</u></p> <p>(略)</p> <p>ボランティアの効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア相互の連携が不可欠であり、このため市は、富山県民ボランティア総合支援センター、富山県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部<u>及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援機構(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り</u>、災害時において、<u>防災ボランティア活動</u>が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p>
--	---	---

<p><u>(追加)</u></p> <p>3 ボランティアの受入体制の整備</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(1) 災害救援ボランティアコーディネーター等の養成 (略)</p> <p>(2) 災害救援ボランティア活動マニュアルの運用 (略)</p> <p>(3) 防災訓練への参加 <u>(追加)</u> 市は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。<u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 孤立集落の予防 (略)</p> <p>1 実態の調査等 <u>孤立のおそれのある集落について、富山県孤立集落予防・応急対策指針が作成されている。市は、この指針と一体的な運用が図られるよう地域の実情に応じた実態調査を行うとともに、万一に備えた救助計画を策定しておく。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 孤立集落の機能維持 (略)</p> <p>3 通信連絡体制の整備 (略)</p> <p>4 事前措置 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>3 災害中間支援組織の育成 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害救援ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害救援ボランティアセンターの設置予定場所については、市の地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>4 ボランティアの受入体制の整備</p> <p><u>(1) NPO・ボランティア関係機関・団体等との連携</u> 市は、ボランティア関係機関・団体等と連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 災害救援ボランティアコーディネーター等の養成 (略)</p> <p>(3) 災害救援ボランティア活動マニュアルの運用 (略)</p> <p>(4) 防災訓練への参加・研修等の実施 市は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。とともに、ボランティア関係機関・団体、自治会、自主防災組織等との連携のあり方について訓練を通して検証する。</p> <p><u>(5) 資機材の整備及び活用体制の構築</u> ボランティア活動に必要な資機材及びストックヤードを整備するとともに、資機材の活用ネットワークに関する会議等において資機材活用体制の構築に関する検討を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第6 孤立集落の予防 (略)</p> <p>1 実態の調査等 市は、孤立化のおそれのある集落と各集落の課題の把握に努めるとともに、「富山県孤立集落予防・応急対策指針」により、孤立集落の予防対策・応急対策の推進に取り組むものとする。 また、防災関係機関や民間事業者と連携し、孤立集落の発生状況に対する上空からの把握や、無人航空機による物資輸送等を行える体制の整備を推進するとともに、万一に備えた救助計画を策定し、訓練を実施するものとする。</p> <p>2 防災力向上への支援 市は、孤立化のおそれのある集落における地区防災計画や、停電や断水等のライフラインの途絶に対応できるオフグリッド化のための資機材整備等の自主防災組織の防災力向上への支援に取り組むものとする。</p> <p>3 孤立集落の機能維持 (略)</p> <p>4 通信連絡体制の整備 (略)</p> <p>5 事前措置 (略)</p> <p><u>(2) 対応手順の整理</u> 複数箇所が集落が孤立化することを想定し、行政としての対応手順（集落内の状況確認体制、道路啓開等の優先順位の基本的な考え方等）を整理する。</p> <p><u>(3) アクセスルートの確保対策</u> 道路ネットワークが脆弱な地域への対応を考慮した道路啓開計画を作成し、計画的な道路整備に</p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
--	--	---

<p>(2) 救急、救助実施計画 (略)</p> <p>第5節 防災行動力の向上 (略)</p> <p>第1 防災意識の高揚 (略)</p> <p>このため、市をはじめとした防災関係機関は、市民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等 <u>(追加)</u> 双方の視点に十分配慮する <u>(追加)</u>。 (略)</p> <p>1 市民に対する防災知識の普及 市は、市民に対し、専門家の知見も活用しながら、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、最低3日分(推奨1週間分)の自分の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を <u>図る</u>。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果 <u>等</u> を示し、その危険性 <u>(追加)</u> を周知する。 (略)</p> <p>(2) 普及の内容 (略)</p> <p>オ 地震発生時の心得 (略) <u>(追加)</u></p> <p>2 児童生徒等に対する防災教育 (1) 防災教育の充実 ア 学校教育における防災教育 (略) (ケ) 災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。 <u>(追加)</u> (略)</p> <p>3 市職員に対する防災教育・研修 災害の発生時には、市職員個々の正確な状況判断が要求され、市職員をはじめとした防災関係機関の職員が自発的に責任を持って行動できるよう以下の防災教育・研修を <u>行う</u>。</p>	<p><u>取り組む。また、市は、季節や気象条件を考慮した孤立集落へのアクセス方法を検討し、空からの救助、物資輸送を想定したヘリコプターの離着陸可能な地点の調査に努め、道路の寸断の要因となる恐れのある沿道林の事前伐採に努めるものとする。</u> (4) 救急、救助実施計画 (略)</p> <p>第5節 防災行動力の向上 (略)</p> <p>第1 防災意識の高揚 (略)</p> <p>このため、市をはじめとした防災関係機関は、市民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等 <u>男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u> (略)</p> <p>1 市民に対する防災知識の普及 市は、市民に対し、専門家の知見も活用しながら、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、最低3日分(推奨1週間分)の自分の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を <u>多様な手段により推進する</u>。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果 <u>や人流データの分析、県民アンケートで把握した令和6年能登半島地震における避難の実態</u> を示し、その危険性 <u>や適切な避難行動の重要性</u> を周知する。 (略)</p> <p>(2) 普及の内容 (略)</p> <p>オ 地震発生時の心得 (略) <u>ク デジタル技術の活用</u> <u>市は、防災アプリや、県のシームレスデジタル防災マップなどの活用を促すとともに、デジタル技術を活用して避難に関する情報を発信し、避難行動を促す仕組みの構築に努めるものとする。災害の危機が迫った際の避難行動について、あらかじめ時系列で整理計画するマイ・タイムラインの作成を通じ、防災意識を高める。</u></p> <p>2 児童生徒等に対する防災教育 (1) 防災教育の充実 ア 学校教育における防災教育 (略) (ケ) 災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。 <u>(コ) ハザードマップ等を活用し、住んでいる地域の特徴や過去の風水害の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。</u> (略)</p> <p>3 市職員に対する防災教育・研修 災害の発生時には、市職員個々の正確な状況判断が要求され、市職員をはじめとした防災関係機関の職員が自発的に責任を持って行動できるよう以下の防災教育・研修を <u>普及徹底し、職員の災害対応能力の向上を図る</u>。</p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
--	--	---

<p>(4) 自主防災組織の訓練の充実</p> <p>自主防災組織は、災害発生時における迅速、的確な防災行動力を身につけるため、平素から初期消火訓練、<u>(追加)</u> 応急救護訓練、避難訓練、<u>(追加)</u> 等の各種訓練を行い、災害発生時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。</p> <p>(略)</p> <p>2 企業防災の促進</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロール（損害の発生の防止・軽減）とリスクファイナンス（企業の財務面のリスク対策）の組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 防災訓練の充実</p> <p>(略)</p> <p>また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震による被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携する<u>(追加)</u> など<u>(追加)</u> 実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>1 総合防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>(1) 訓練項目</p> <p>ア 非常参集訓練 イ 情報収集・伝達訓練 ウ 災害対策本部設置・運営訓練 エ 実働訓練（消防、警察、自衛隊、DMAT等との連携した応急活動訓練等） オ J-A-L-E-R-T緊急地震速報対応訓練</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 訓練への参加</p> <p>総合防災訓練には、地域住民や多くの機関が参加して実施することが効果的であることから、地域住民や関係機関は積極的に参加し、自らの役割や行動要領 <u>(追加)</u> の習得に努める。</p> <p>2 個別防災訓練</p> <p>(1) 職員の非常参集訓練</p> <p>市は、地震災害発生時における応急対策の万全を期すため、<u>あらかじめ定めた職員の動員体制</u>及</p>	<p><u>による停電・断水を想定したオフグリッド型の資機材に対しても整備するための支援を行うものとする。</u></p> <p>(4) 自主防災組織の訓練の充実</p> <p>自主防災組織は、災害発生時における迅速、的確な防災行動力を身につけるため、平素から初期消火訓練、<u>安否確認訓練</u>、応急救護訓練、避難訓練、<u>避難所開設・運営訓練</u>等の各種訓練を行い、災害発生時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。</p> <p>(略)</p> <p>2 企業防災の促進</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロール（損害の発生の防止・軽減）とリスクファイナンス（企業の財務面のリスク対策）の組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。<u>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 防災訓練の充実</p> <p>(略)</p> <p>また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震による被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行う。<u>また、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携する、発災初期の被害情報が限られた状況を想定する、積雪を想定するなど実災害の対応から得られた教訓や改善策、各種計画・マニュアル等を踏まえて実践的なものとなるよう工夫する。</u></p> <p>1 総合防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>(1) 訓練項目</p> <p>ア 非常参集訓練 イ 情報収集・伝達訓練 ウ 災害対策本部設置・運営訓練 エ 実働訓練（消防、警察、自衛隊、DMAT等との連携した応急活動訓練等） オ J-A-L-E-R-T緊急地震速報対応訓練</p> <p><u>カ 物資拠点運営・物資輸送訓練</u></p> <p>(2) 訓練への参加</p> <p>総合防災訓練には、地域住民や多くの機関が参加して実施することが効果的であることから、地域住民や関係機関は積極的に参加し、自らの役割や行動要領 <u>に基づいた適切な避難行動や避難所の開設・運営方法</u>の習得に努める。</p> <p>2 個別防災訓練</p> <p>(1) 職員の非常参集訓練</p> <p>市は、地震災害発生時における応急対策の万全を期すため、<u>必要な職員の動員体制の整備や参集</u></p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
--	---	---

<p>び各機関の配備計画に基づき、地域間の交通や情報伝達が途絶した場合も想定した非常参集訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 避難訓練 (略)</p> <p>(4) 非常通信訓練 (略)</p> <p>(5) 観光施設等における防災訓練の実施 (略)</p> <p>(6) その他の訓練 防災関係機関は、それぞれ定めた防災応急対策 <u>(追加)</u> に基づき、図上訓練を含めた各種訓練を実施する。 (略)</p> <p>4 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進 市は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかける。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の <u>(追加)</u> 避難行動 <u>(追加)</u>、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況かでの災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>5 防災訓練における要配慮者への配慮 市、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方 <u>(追加)</u> の視点に十分配慮するよう努める <u>(追加)</u>。 (略)</p> <p>第4 要配慮者の安全確保 (略)</p> <p>1 在宅の要配慮者対策 (1) 避難行動要支援者の支援 (略)</p> <p>ア 避難行動要支援者の把握 (略)</p> <p>市は、避難行動要支援者に対して、災害発生時に的確な対応ができるよう、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。そして、市は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域づくり協議会、地域住民 <u>(追加)</u> 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。<u>(追加)</u> また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの</p>	<p><u>時のルール・連絡方法、災害対策本部での受付手順等を確認し</u>及び各機関の配備計画に基づき、地域間の交通や情報伝達が途絶した場合も想定した非常参集訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 情報収集・伝達訓練</u> 市は、情報収集・伝達に関するマニュアル等を用いて、無人航空機による情報収集や各種情報共有システムの取扱いの習熟に向けた訓練を実施する。併せて、電子機器が使えない事態等を想定し、紙の地図等を用いた情報のとりまとめ訓練等も実施する。また、必要に応じて複数機関による合同訓練を実施する。</p> <p><u>(4) 避難所開設・運営訓練</u> 市及び自主防災組織、防災士等は、事前に作成したマニュアル等を用いて避難所の開設・運営訓練を行う。</p> <p>(5) 避難訓練 (略)</p> <p>(6) 非常通信訓練 (略)</p> <p>(7) 観光施設等における防災訓練の実施 (略)</p> <p>(8) その他の訓練 防災関係機関は、それぞれ定めた防災応急対策 <u>や業務継続計画 (BCP)</u> に基づき、図上訓練を含めた各種訓練を実施する。 (略)</p> <p>4 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進 市は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかける。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の <u>適切な</u>避難行動や避難先、避難所の開設・運営方法、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、<u>(削除)</u> 感染症の拡大のおそれがある状況かでの災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>5 防災訓練における要配慮者への配慮 市、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方 <u>及び性的少数者の</u>視点に十分配慮するよう努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める</u>。 (略)</p> <p>第4 要配慮者の安全確保 (略)</p> <p>1 在宅の要配慮者対策 (1) 避難行動要支援者の支援 (略)</p> <p>ア 避難行動要支援者の把握 (略)</p> <p>市は、避難行動要支援者に対して、災害発生時に的確な対応ができるよう、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。そして、市は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域づくり協議会、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。<u>この場合、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u></p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p>
---	---	---

<p>見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。<u>(追加)</u> (略)</p> <p>(2) 要配慮者の支援 (略) イ 在宅の要配慮者対策 市は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。<u>(追加)</u>。 (略)</p> <p>3 外国人の安全確保対策 (1) 防災知識の普及・啓発 市は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、<u>(追加)</u>日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。 (2) 災害時の支援体制の整備 市は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成<u>(追加)</u>に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。 また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。<u>(追加)</u>。 (略)</p> <p>第6節 調査研究 地震による被害は、広域的でかつ各種の災害が複合して発生するなど、多種多様である。 このため、市、県及び防災関係機関は、各種の被害とその対策を総合的、科学的に調査・研究することが必要である。<u>(追加)</u> また、市においては、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメント※を積極的に実施する。 (略)</p> <p>第2章 震災応急対応 第1節 応急活動体制 第1 市の活動体制 1 職員の非常配備・参集 (略) (1) 配備基準</p>	<p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。<u>さらに、市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> (略)</p> <p>(2) 要配慮者の支援 (略) イ 在宅の要配慮者対策 市は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努めるとともに<u>要配慮者自身による自助対策(家具の固定、備蓄品や持ち出し品の用意、近所との関係づくりなど)を推奨するものとする。</u> (略)</p> <p>3 外国人の安全確保対策 (1) 防災知識の普及・啓発 市は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、<u>デジタル技術も活用して</u>日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。 (2) 災害時の支援体制の整備 市は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成、<u>外国人住民の居住地の把握</u>に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。 また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努めるとともに、<u>富山県災害多言語支援センター・NPO等の通訳ボランティアと連携した避難所運営訓練の実施や、多言語翻訳機やアプリなどの活用を検討する。</u> (略)</p> <p>第6節 調査研究 地震による被害は、広域的でかつ各種の災害が複合して発生するなど、多種多様である。 このため、市、県及び防災関係機関は、各種の被害とその対策を総合的、科学的に調査・研究することが必要である。<u>また、災害発生時における円滑な消火活動、人命救助活動等に資するよう、官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発を推進するものとする。</u> また、市においては、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメント※を積極的に実施する。 (略)</p> <p>第2章 震災応急対応 第1節 応急活動体制 第1 市の活動体制 1 職員の非常配備・参集 (略) (1) 配備基準</p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p>
--	--	---

職員の配備基準は、次のとおりとする。ただし、消防部の消防職団員配備については、砺波地域消防組合消防計画に定めるとおりとする。

【配備基準及び配備内容】

種別	配備基準	配備内容
第1 非常配備 【警戒配備】	(略)	(略)
第2 非常配備 【警戒体制】 【災害対策本部・現地災害対策本部の設置】	①市内で震度5弱若しくは5強の地震が発生したとき。 ②市域に地震動の特別警報が発表されたとき。 ③その他の状況により市長が指令したとき。	①災害対策本部を設置する。 ②各部長が指定する職員をもって体制をとる。 ③災害応急対策に関係ある部署の所要人員で情報収集、連絡活動及び応急措置を実施する。 ④災害の状況によって災害対策本部長が現地災害対策本部長を選任し、現地災害対策本部を設置する。 ⑤状況によって第3 非常配備に直ちに移行できる体制とする。
第3 非常配備 【非常体制】 【災害対策本部・現地災害対策本部の設置】	①震度6弱以上の地震が発生したとき。 ②その他の状況により市長が指令したとき。	①災害対策本部・現地災害対策本部を設置する。 ②災害対策に万全を期するため全職員があたる。 ③全職員が自発的に登庁しそれぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施する。なお、登庁することが困難な職員は避難所に指定されている最寄りの公共施設に参集し、本部へ連絡する。 ④時間外の場合は近隣の被害状況を把握し、まず人命救助を行った後登庁する。この際被害の状況を収集し本部に報告する。

(略)

(4) 動員の方法

ア 勤務時間内における動員

総務課長は、地震が発生したとき各部主管課へのFAX、パソコンのお知らせ欄、庁内放送等により当該情報を伝達する。

(略)

イ 勤務時間外における動員

(ア) 勤務時間外に地震が発生したときは警備員から総務課長へ伝達し、総務課長から関係所属長へ電話等で当該情報を伝達する。

(追加)

(略)

第2 災害救援ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。このため、市及び県は、ボランティア関係機関・団体と連携し、市災害救援ボランティア本部を設置して、災害救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努める。ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。

(追加)

職員の配備基準は、次のとおりとする。ただし、消防部の消防職団員配備については、砺波地域消防組合消防計画に定めるとおりとする。

【配備基準及び配備内容】

種別	配備基準	配備内容
第1 非常配備 【警戒配備】	(略)	(略)
第2 非常配備 【警戒体制】 【災害対策本部・現地災害対策本部の設置】	①市内で震度5弱(削除)の地震が発生したとき。 ②市域に地震動の特別警報が発表されたとき。 ③その他の状況により市長が指令したとき。	①災害対策本部を設置する。 ②各部長が指定する職員をもって体制をとる。 ③災害応急対策に関係ある部署の所要人員で情報収集、連絡活動及び応急措置を実施する。 ④災害の状況によって災害対策本部長が現地災害対策本部長を選任し、現地災害対策本部を設置する。 ⑤状況によって第3 非常配備に直ちに移行できる体制とする。
第3 非常配備 【非常体制】 【災害対策本部・現地災害対策本部の設置】	①震度5強以上の地震が発生したとき。 ②その他の状況により市長が指令したとき。	①災害対策本部・現地災害対策本部を設置する。 ②災害対策に万全を期するため全職員があたる。 ③全職員が自発的に登庁しそれぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施する。なお、登庁することが困難な職員は避難所に指定されている最寄りの公共施設に参集し、本部へ連絡する。 ④時間外の場合は近隣の被害状況を把握し、まず人命救助を行った後登庁する。この際被害の状況を収集し本部に報告する。

(略)

(4) 動員の方法

ア 勤務時間内における動員

総務課長は、地震が発生したとき各部主管課へのチャット、パソコンのお知らせ欄、庁内放送等により当該情報を伝達する。

(略)

イ 勤務時間外における動員

(ア) 勤務時間外に地震が発生したときは警備員から総務課長へ伝達し、総務課長から関係所属長へ電話等で当該情報を伝達する。

第2 非常配備となる震度5弱の地震が発生した場合は、第3 非常配備への移行に備え、参集可能な人数の把握のため、職員の安否確認を、メールやLINE等のデジタルツールを活用し行うものとする。また、第3 非常配備である全職員参集の参集確認も全職員に対し上記デジタルツールを活用し行うものとする。

(略)

第2 災害救援ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。このため、市及び県は、ボランティア関係機関・団体と連携し、市災害救援ボランティア本部を設置して、災害救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努める。ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については(削除)感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。

内閣府等、県、市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努

震災対応検証を踏まえた修正

実態に合わせて修正

震災対応検証を踏まえた追加

国の防災基本計画の記載に合わせた修正

<p>1 市災害救援ボランティア本部</p> <p>市災害対策本部が設置された場合は、市及び市社会福祉協議会は、連携して、速やかに市災害救援ボランティア本部を設置する。</p> <p>市災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先<u>(追加)</u>等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 機能・業務</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1 被害状況等の収集・伝達活動</p> <p>被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の可否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。</p> <p>市をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に<u>(追加)</u>伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>4 被害情報の収集活動</p> <p>概括的な情報も含め多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上で不可欠である。このため市は、次の方法のほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める<u>(追加)</u>。</p> <p>ア 県総合防災情報システムや南砺消防署<u>(追加)</u>から情報収集する。</p> <p>イ 参集職員から自宅周辺や参集途上で得た被害情報を収集する。</p> <p>ウ 県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省等の航空機<u>(追加)</u>の上空からの目視情報やヘリコプターテレビ電送システムにより情報収集する。</p> <p>また、無人航空機を保有する機関においては、必要に応じて撮影等により情報を収集する。</p> <p>(略)</p> <p>6 被害状況の報告</p> <p>県、市町村は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。<u>(追加)</u>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、</p>	<p>めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</p> <p><u>市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u></p> <p>1 市災害救援ボランティア本部</p> <p>市災害対策本部が設置された場合は、市及び市社会福祉協議会は、連携して、速やかに市災害救援ボランティア本部を設置する。</p> <p>市災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先、<u>ボランティアの活用</u>等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 機能・業務</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) その他</u></p> <p><u>県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会が設置する災害ボランティア本部に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1 被害状況等の収集・伝達活動</p> <p>被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の可否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。</p> <p>市をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に<u>対して定期的に</u>伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>4 被害情報の収集活動</p> <p>概括的な情報も含め多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上で不可欠である。このため市は、次の方法のほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努めるとともに、<u>収集した情報を関係機関に共有する。</u></p> <p>ア 県総合防災情報システムや南砺消防署、<u>県から派遣されたリエゾン</u>から情報収集する。</p> <p>イ 参集職員から自宅周辺や参集途上で得た被害情報を収集する。</p> <p>ウ 県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省等の航空機<u>や高所監視カメラ</u>の上空からの目視情報やヘリコプターテレビ電送システムにより情報収集する。</p> <p>また、無人航空機を保有する機関においては、必要に応じて撮影等により情報を収集する。</p> <p>(略)</p> <p>6 被害状況の報告</p> <p>県、市町村は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。<u>また、定期的に情報を収集し、デジタル技術の活用により、関係機関に最新の情報を円滑</u></p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
--	--	---

国、県、市、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、**（追加）**市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

（略）

第2 地震情報の収集・伝達活動

1 地震に関する情報

（略）

（1）地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称について

区分	内容	情報発表の名称
地震動特別警報	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに（※）、 強い揺れ が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」
地震動警報	このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。	
地震動予報	（略）	（略）

（2）地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	（略）	（略）
震源に関する情報	（略）	（略）
震源・震度に関する情報 （注1）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 （注2） ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される 場合 ・緊急地震速報（警報）を 発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、 震度3以上の地域名 と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村 （追加） 名を発表。

に共有するよう努める。道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、**県及び被災市は、防災関係機関との連携により速やかに孤立している集落を把握し、**市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

（略）

第2 地震情報の収集・伝達活動

1 地震に関する情報

（略）

（1）地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称について

区分	内容	情報発表の名称
地震動特別警報	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに（※）、 震度4以上 が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。	「緊急地震速報（警報）」又は「緊急地震速報」
地震動警報	このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。	
地震動予報	（略）	（略）

（2）地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	（略）	（略）
震源に関する情報	（略）	（略）
震源・震度情報	・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される 時 ・緊急地震速報（警報）が発表された 時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、 震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名 と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村 ・地点名 を発表。

災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更

発表基準を具体的に示すため県防災計画の修正に伴う変更

気象庁の表記に合わせ修正

各地の震度に関する情報（注1）	・震度1以上（注2）	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
推計震度分布図	（略）	（略）
長周期地震動に関する観測情報	・長周期地震動階級1以上	<u>長周期地震動階級1以上を観測した場合に観測点で観測した長周期地震動階級などを発表する情報で、地震発生から10分程度で気象庁ホームページに掲載。</u>
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	（略）	（略）

（注1）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

（注2）気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

（略）

3 緊急地震速報を見聞きしたときの行動

緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかないため、その短い間に身を守るための行動を取る必要がある。

また、この短い間に行動を起こすためには、緊急地震速報が発表されたことを即座にわかるよう専用の音（報知音）を覚えておくことが重要である。

（1）家庭

ア 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する。

（略）

ウ 無理に火を消そうとしない。

（追加）

（2）人が大勢いる施設

ア 施設の係員の指示に従う。

イ 落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さない。

（追加）

（追加）

（3）自動車運転中

<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>
推計震度分布図	（略）	（略）
長周期地震動に関する観測情報	・ <u>震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合</u>	<u>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。</u>
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <u>（注）</u> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 <u>（注）</u> 。
その他の情報	（略）	（略）

（注）国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。

（略）

3 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

（1）自宅等屋内

ア 頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる。

（略）

ウ その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理に火を消そうとしない。

エ 扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。

（2）駅やデパート等の集客施設

ア 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。

イ 落ち着いて行動し、あわてて出口・階段等に殺到しない。

ウ 吊り下がっている照明等の下からは退避する。

エ エレベータ内の場合は、最寄りの階で停止させて、すぐに降りる。

（3）車の運転中

気象庁の表記に
合わせ修正

県防災計画の修
正に伴う変更

(略)

エ 大きな揺れを感じたら、(追加) 道路の左側に停止する。

(4) 屋外にいるとき

ア 街中

(ア) ブロック塀の倒壊等に注意する。

(イ) 看板や割れたガラスの落下に注意する。

(ウ) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

(略)

第4 広報及び広聴活動

(略)

3 広報の手段

(略)

報道機関	(略)
各関係機関	(略)
一般住民、被災者	広報車、広報誌、サイレン、口頭、防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、なんと緊急メール、南砺市防災アプリ <u>(追加)</u> など
その他必要とするもの	(略)

(略)

第4節 広域応援要請

(略)

第1 広域応援要請

(略)

2 応援受入体制

(略)

(2) 受入体制の確保

市は、国、関係都道府県、市町村との連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入れ体制を確立する。また、市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(追加)

(3) 経費の負担

応援に要した費用は、(追加) 原則として応援を受けた市の負担とする。また、事前に応援協定等相互に協議して定めたものについては、それに従う。

(略)

第2 応援要請

(略)

3 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)

緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧 (追加) その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。

(略)

エ 大きな揺れを感じたら、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止する。

(4) 屋外

ア ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。

イ ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。

(略)

第4 広報及び広聴活動

(略)

3 広報の手段

(略)

報道機関	(略)
各関係機関	(略)
一般住民、被災者	広報車、広報誌、サイレン、口頭、防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、なんと緊急メール、南砺市防災アプリ、 <u>南砺市 LINE 公式アカウント</u> など
その他必要とするもの	(略)

(略)

第4節 広域応援要請

(略)

第1 広域応援要請

(略)

2 応援受入体制

(略)

(2) 受入体制の確保

市は、国、関係都道府県、市町村との連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入れ体制を確立する。また、市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

さらに、市は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は、協定等の定めがある場合を除き、原則として応援を受けた市の負担とする。また、事前に応援協定等相互に協議して定めたものについては、それに従う。

(略)

第2 応援要請

(略)

3 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)

緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援 その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。

県防災計画の修正に伴う変更

情報発信ツールの追加

国の防災基本計画の記載に合わせた修正

災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更

国の防災基本計画の記載に合わせた修正

(追加)

(略)

第5節 救助・救急活動

(略)

第1 救助活動

(略)

5 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(略)

第8節 避難活動

(略)

【対策の体系】



(略)

第1 避難指示及び誘導

(略)

3 避難指示の伝達、周知

ア 防災行政無線、サイレンによる避難信号の発信

(追加)

(追加)

イ 消防車・広報車による市内巡回放送

ウ 消防団員による各戸伝達

エ 自治会長等による各戸伝達

また、TEC-FORCE、警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

(略)

第5節 救助・救急活動

(略)

第1 救助活動

(略)

5 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、(削除)感染症対策のため、職員の健康管理 (削除)を徹底するものとする。

(略)

第8節 避難活動

(略)

【対策の体系】



(略)

第1 避難指示及び誘導

(略)

3 避難指示の伝達、周知

ア 防災行政無線、サイレンによる避難信号の発信

イ なんと緊急メール、南砺市防災アプリ、南砺市LINE公式アカウントの配信

ウ Lアラート（災害情報共有システム）でのエリアメールやテレビへの発信

エ 消防車・広報車による市内巡回放送

オ 消防団員による各戸伝達

カ 自治会長等による各戸伝達

国の防災基本計画の記載に合わせた修正

災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更

実態に合わせて修正

<p>(略)</p> <p>第3 避難所の設置・運営</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>ア 市は、あらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア <u>(追加)</u> 等の協力を得て、避難者の保護にあたる。</p> <p>また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。</p> <p>市は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、地域づくり協議会、自主防災組織 <u>(追加)</u>、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 市は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。 <u>(追加)</u> また、 <u>避難の長期化等も想定されるので、必要に応じてプライバシーの確保の状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め (追加)</u>、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>オ 市は、指定避難所における <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ク 市は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。</p> <p>ケ 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>第3 避難所の設置・運営</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>ア 市は、あらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア、 <u>防災士</u> 等の協力を得て、避難者の保護にあたる。</p> <p>また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。</p> <p>市は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、地域づくり協議会、自主防災組織、 <u>防災士</u>、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 <u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 市は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。 <u>また、避難所の生活環境整備にあたり、必要に応じて子育て支援ネットワーク等の団体を紹介するなど、関係団体の専門的知識等を活用した支援を行うものとする。</u> また、 <u>ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるとともに、</u> 入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、 <u>栄養バランスのとれた適温の食事、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など</u>、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>オ 市は、指定避難所における <u>(削除)</u> 感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>ク 市は、南砺市こどもの権利条例に基づき、指定避難所等において子供たちがあらゆる苦しみや暴力から守られ、その意見が尊重されるよう、子供たちが安心して安全に過ごせる「子どもにやさしい空間」をできるだけ早く確保し、遊びや学びなど日常に近い活動を通して災害時の子供の心のケアに努める。</p> <p>ケ 市は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。</p> <p>コ 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>カ 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難所の撤収</p> <p><u>市町村は、発災後の状況に応じて、避難所の撤収を判断し、避難所の運営組織リーダーを通じて避難者に周知するものとする。</u></p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>南砺市こどもの権利条例の趣旨を反映した修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
---	--	--

<p>第4 要配慮者への支援 (略)</p> <p>1 在宅の要配慮者対策 (1) 在宅の避難行動要支援者の支援 ア 市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。 イ 市は、自主防災組織 <u>(追加)</u> 等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。 ウ 市は、避難行動要支援者の特性に応じ、手話、筆談等、情報伝達手段について配慮する。 エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団、<u>(追加)</u> 等との連携をとり、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動 <u>(追加)</u> 等に努める。</p> <p>(2) 要配慮者の支援 (略)</p> <p>エ 避難所における相談体制の整備 市は、避難所において被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。 また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。<u>(例：見えるラジオ等)</u></p> <p>(略)</p> <p>4 外国人の支援対策 (1) 外国人の救護 市は、地域の自主防災組織及びボランティア <u>(追加)</u> の協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。 県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県等に対して、関係職員等の派遣を要請する。</p> <p>(2) 外国人の生活支援 ア 外国人への情報提供 県及び市は、<u>(追加)</u> 報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。</p> <p>イ 避難所における相談体制の整備 市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 飼養されていた家庭動物の保護等 (略)</p> <p>2 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。 市は、<u>(追加)</u> 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p>	<p>第4 要配慮者への支援 (略)</p> <p>1 在宅の要配慮者対策 (1) 在宅の避難行動要支援者の支援 ア 市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。 イ 市は、自主防災組織 <u>や防災士</u> 等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。 ウ 市は、避難行動要支援者の特性に応じ、手話、筆談等、情報伝達手段について配慮する。 エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団、<u>防災士</u> 等との連携をとり、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動、<u>必要な情報の提供</u>等に努める。</p> <p>(2) 要配慮者の支援 (略)</p> <p>エ 避難所における相談体制の整備 市は、避難所において被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。 また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。<u>(ラジオ、テレビ(字幕・手話・解説放送)、ホワイトボード、遠隔通訳サービス(手話・文字チャット)等)</u></p> <p>(略)</p> <p>4 外国人の支援対策 (1) 外国人の救護 市は、地域の自主防災組織及びボランティア <u>や地域のキーパーソン等</u> の協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。 県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県等に対して、関係職員等の派遣を要請する。</p> <p>(2) 外国人の生活支援 ア 外国人への情報提供 県及び市は、<u>外国人向けの防災関係等の情報サイトへのアクセスリンクを公式ウェブサイト等に記載するとともに</u>報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。</p> <p>イ 避難所における相談体制の整備 市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。<u>また、携帯型翻訳機・アプリ等の活用を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 飼養されていた家庭動物の保護等 (略)</p> <p>2 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。 市は、<u>避難所における家庭動物の受入状況を把握するとともに</u>、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要</p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の表記に合わせて修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
--	---	--

<p>また、市は、動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>第9節 交通規制・輸送対策</p> <p>第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施</p> <p>1 被害状況の収集伝達（市営バス）</p> <p>市営バスの管理者は、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 緊急交通路の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急航空路の確保</p> <p>震災時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。このため、市は、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行うための緊急時ヘリポートの確保等に努める。<u>(追加)</u></p> <p>第3 輸送車両、航空機の確保</p> <p>(略)</p> <p>4 輸送車両等の確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) ヘリコプター等による輸送</p> <p>地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、総務部は、県にヘリコプター等による輸送を要請する。</p> <p>また、必要により、本章第4節「広域応援要請」に基づき、県に自衛隊の派遣を要請する <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第10節 飲料水・食料・生活必需品等の供給</p> <p>(略)</p> <p>第2 食料の供給</p> <p>(略)</p> <p>5 被災者の要望把握と支援</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市は、<u>(追加)</u> 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4 消費者保護対策</p> <p>(略)</p> <p>ウ 消費生活情報の提供</p> <p>県は、次のとおり消費生活情報の提供に努める。</p> <p>(ア) 消費生活センターから、定期的に消費生活情報を被災市町村及び避難所 <u>のファックスに送信することにより、「消費生活情報ファックスネット」を構築する。</u></p>	<p>な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>また、市は、動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>第9節 交通規制・輸送対策</p> <p>第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施</p> <p>1 被害状況の収集伝達（市営バス）</p> <p>市営バスの管理者は、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。 <u>また、避難に資する情報は関係機関と連携のうえ、住民に対して積極的に発信・伝達する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 緊急交通路の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急航空路の確保</p> <p>震災時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。このため、市は、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行うための緊急時ヘリポートの確保等に努める。 <u>また、民間ヘリコプターが離着陸可能な場外離着陸場の確保に努めるものとする。</u></p> <p>第3 輸送車両、航空機の確保</p> <p>(略)</p> <p>4 輸送車両等の確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) ヘリコプター等による輸送</p> <p>地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、総務部は、県にヘリコプター等による輸送を要請する。</p> <p>また、必要により、本章第4節「広域応援要請」に基づき、県に自衛隊の派遣を要請する <u>こととし、必要に応じて協定締結している民間のヘリコプターでの輸送を依頼するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第10節 飲料水・食料・生活必需品等の供給</p> <p>(略)</p> <p>第2 食料の供給</p> <p>(略)</p> <p>5 被災者の要望把握と支援</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市は、 <u>被災者の要望を聞き取る体制を整備し、</u> 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4 消費者保護対策</p> <p>(略)</p> <p>ウ 消費生活情報の提供</p> <p>県は、次のとおり消費生活情報の提供に努める。</p> <p>(ア) 消費生活センターから、定期的に消費生活情報を被災市町村及び避難所 <u>にファックス等により提供する。</u></p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>協定締結により追記</p> <p>協定締結により追記</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
--	---	---

<p>第11節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 (略)</p> <p>第1 し尿処理 (略)</p> <p>3 広域的な支援・協力 市は、し尿の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。 県は、相互の支援の状況をふまえて、他市町村、富山県環境保全協同組合及び(公社)富山県浄化槽協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。<u>(追加)</u></p> <p>第2 ごみ、災害廃棄物等の処理 (略)</p> <p>2 災害廃棄物処理 市は、事前に定めた市災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、災害廃棄物の発生量<u>(追加)</u>、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市災害廃棄物処理実行計画を作成するとともに、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じて損壊家屋等の解体・撤去等<u>(追加)</u>、災害廃棄物の<u>(追加)</u>円滑・迅速な処理を図る。 (略)</p> <p>3 広域的な支援・協力の確保 市は、生活ごみ、解体廃棄物、災害廃棄物、残骸物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。 県は、相互の支援の状況<u>(追加)</u>を踏まえつつ、他市町村及び(一社)富山県産業資源循環協会及び(一社)富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う</p> <p>第3 防疫対策 (略) 市は、被災地において<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>第16節 ライフライン施設の応急復旧対策 (略)</p> <p>第3 上水道施設 (略)</p> <p>2 応急復旧 市は、住民の生活用水確保のため、的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水に努める。 また、被害が甚大な場合は、他市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。<u>(追加)</u></p>	<p>第11節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 (略)</p> <p>第1 し尿処理 (略)</p> <p>3 広域的な支援・協力 市は、し尿の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。 県は、相互の支援の状況をふまえて、他市町村、富山県環境保全協同組合及び(公社)富山県浄化槽協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。<u>なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国(災害廃棄物処理支援ネットワーク)や他都道府県(大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会)等に対して支援を要請する。</u></p> <p>第2 ごみ、災害廃棄物等の処理 (略)</p> <p>2 災害廃棄物処理 市は、事前に定めた市災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、災害廃棄物の発生量や被災家屋の棟数、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市災害廃棄物処理実行計画を作成するとともに、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じて損壊家屋等の解体・撤去等を行うとともに、速やかに住民・ボランティアセンター等に対し啓発・広報(災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法、解体・撤去の手続き等)を行い、災害廃棄物の<u>適正かつ</u>円滑・迅速な処理を図る。 (略)</p> <p>3 広域的な支援・協力の確保 市は、生活ごみ、解体廃棄物、災害廃棄物、残骸物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。 県は、相互の支援の状況、支援ニーズを踏まえつつ、他市町村及び(一社)富山県産業資源循環協会及び(一社)富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。</p> <p>第3 防疫対策 (略) 市は、被災地において<u>(削除)</u>感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>第16節 ライフライン施設の応急復旧対策 (略)</p> <p>第3 上水道施設 (略)</p> <p>2 応急復旧 市は、住民の生活用水確保のため、的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水に努める。 また、被害が甚大な場合は、他市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。<u>県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し事業者の受入れ窓口を設置するなど、十分な応急復旧体制</u></p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
--	---	---

<p>(略)</p> <p>3 予備水源としての井戸、消雪用井戸の活用 災害時に水道管の破損等による一時的な断水は避けられないと予想されることから、平常時から一般、消雪用井戸の保有の有無、取水可能量等を把握して震災時の予備水源としての活用を図る。 ア 一般、営業用等井戸については、市が水道の使用量等により井戸の保有を調査し、取水可能量、飲用の適否を平常時から把握しておく。 イ 市が管理する道路の消雪用井戸については、井戸の位置、取水可能量等を調査し、可搬式発電設備、圧力タンク、非常時給水栓等の整備を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第18節 応急住宅対策 (略)</p> <p>第1 応急仮設住宅の確保 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の建設 (1) 建設の目的 災害救助法が適用された震災により、住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対し、応急仮設住宅を供与し、一時的な居住の安定を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 建設用地 市は、あらかじめ、次の基準により応急仮設住宅建設予定地を定めておく。なお、応急仮設住宅建設予定地については、地域の人口動態や敷地の利用状況に応じて適宜見直す。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 設置戸数 (略)</p> <p>(4) 建設の規模及び費用 (略)</p> <p>(5) 建設の時期 (略)</p> <p>(6) 建設工事 (略)</p> <p>(7) 民間賃貸住宅借上げによる供与 (略)</p> <p>(8) 供与の期間 (略)</p> <p>第19節 教育・労働力確保対策 (略)</p> <p>第1 応急教育等 (略)</p> <p>1 応急教育計画の策定等 (1) 応急教育計画の策定等 (略)</p>	<p><u>を確立する。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 予備水源としての井戸、消雪用井戸の活用 災害時に水道管の破損等による一時的な断水は避けられないと予想されることから、平常時から一般、消雪用井戸の保有の有無、取水可能量等を把握して震災時の予備水源としての活用を図る。 ア 一般、営業用等井戸については、市が水道の使用量等により井戸の保有を調査し、取水可能量、飲用の適否を平常時から把握しておく。 イ 市が管理する道路の消雪用井戸については、井戸の位置、取水可能量等を調査し、可搬式発電設備、圧力タンク、非常時給水栓等の整備を図る。</p> <p><u>ウ 指定避難所の消融雪用井戸等について、災害時に防災井戸として活用可能かを調査し、停電時でも取水できる手押しポンプの設置に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第18節 応急住宅対策 (略)</p> <p>第1 応急仮設住宅の確保 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の建設 (1) 建設の目的 災害救助法が適用された震災により、住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対し、応急仮設住宅を供与し、一時的な居住の安定を図る。</p> <p><u>(2) 体制の確立</u> <u>市は、富山県応急仮設住宅建設マニュアルを確認し、連絡及び建設に係る体制を確立する。</u></p> <p>(3) 建設用地 市は、あらかじめ、次の基準により応急仮設住宅建設予定地を定めておく。なお、応急仮設住宅建設予定地については、地域の人口動態や敷地の利用状況に応じて適宜見直す。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 設置戸数 (略)</p> <p>(5) 建設の規模及び費用 (略)</p> <p>(6) 建設の時期 (略)</p> <p>(7) 建設工事 (略)</p> <p>(8) 民間賃貸住宅借上げによる供与 (略)</p> <p>(9) 供与の期間 (略)</p> <p>第19節 教育・労働力確保対策 (略)</p> <p>第1 応急教育等 (略)</p> <p>1 応急教育計画の策定等 (1) 応急教育計画の策定等 (略)</p>	<p>災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県防災計画の修正に伴う変更</p>
---	---	---

<p>イ 校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(ア) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、<u>(追加)</u>事後措置及び保護者との連絡方法、<u>(追加)</u>のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図る <u>(追加)</u>。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害時の対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 児童・生徒、保護者、教職員の被害状況の把握</p> <p>校長は、震災発生後ただちに現地災害本部等の協力を得て、児童・生徒、保護者、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、その状況を県機関及び市教育委員会へ報告しなければならない。<u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>イ 校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(ア) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、<u>安否確認方法</u>、事後措置及び保護者との連絡方法 <u>(一斉メールの活用等)</u> のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図る <u>とともに継続的に見直しを行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 災害時の対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 児童・生徒、保護者、教職員の被害状況の把握</p> <p>校長は、震災発生後ただちに現地災害本部等の協力を得て、児童・生徒、保護者、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、その状況を県機関及び市教育委員会へ報告しなければならない。<u>また、児童生徒の安否情報は、事前に定めた方法により迅速に保護者と共有するものとする。</u></p> <p><u>さらに、学校等の管理に必要な職員を確保するとともに、避難所の開設等災害対策に協力するなど万全の体制を確立する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>災害対応検証を踏まえた県防災計画の修正に伴う変更</p>
--	---	---------------------------------

現 行	修 正 案	備 考
<p>第6編 個別災害編</p> <p>第4章 原子力災害対策</p> <p>第2節 原子力災害事前対策 (略)</p> <p>第3 避難の受入れ活動体制の整備 (1) 指定避難所等の整備 (略)</p> <p>市は、指定緊急避難所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。</p> <p>市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から県と連携して、必要な場合には、ホテルや旅館の活用やその場合の受入れ態勢等も含めて検討する。また、避難又は一時移転が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難も検討するよう周知に努める。さらに、指定避難所等閉鎖後の除染措置を検討しておくよう努める。</p>	<p>第6編 個別災害編</p> <p>第4章 原子力災害対策</p> <p>第2節 原子力災害事前対策 (略)</p> <p>第3 避難の受入れ活動体制の整備 (1) 指定避難所等の整備 (略)</p> <p>市は、指定緊急避難所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。</p> <p>市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるとともに、(削除)感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から県と連携して、必要な場合には、ホテルや旅館の活用やその場合の受入れ態勢等も含めて検討する。また、避難又は一時移転が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難も検討するよう周知に努める。さらに、指定避難所等閉鎖後の除染措置を検討しておくよう努める。</p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>